

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年 3月 7日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	原子炉格納容器圧力抑制室点検(水中作業)において、両端が結束された2本の針金(直径約2mm×長さ約40cm)1個ならびにプラスチック片(約2cm×約2cm)1個を発見し回収した。(回収された針金、プラスチック片は、機器への影響を及ぼすものではない。)	GⅢ	
2	4号機	原子炉格納容器圧力抑制室点検(水中作業)において、内壁面に上塗り塗装膜の剥離(中塗り塗装は健全)が3箇所認められたため、当該剥離片(直径約30~50cmの円形)を回収するとともに対応策を検討。	GⅢ	
3	4号機	柏崎刈羽原子力発電所5号機で確認された使用済み燃料集合体2本のウオーターロッド曲がりに関しての原子力規制委員会指示文書にもとづき、使用済み燃料集合体点検準備において、1体の燃料集合体のチャンネルファスナーが規定トルク内で取りはずせない(固着している)事象が認められたため、当該燃料集合体の代替として、別途対象燃料選定し点検。	対象外	
4	3・4号廃棄物処理設備	固化系窒素製造装置用空気圧縮機Bの試運転において、窒素供給タンク圧力指示値が通常圧力(0.65MPa)まで昇圧しない(0.47MPa)事象が認められたため、対応を検討。	GⅢ	